

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例について（条例案補足資料）

1 改正の趣旨

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国の定める印鑑登録証明事務処理要領においても旧氏（きゅううじ）による印鑑登録が行えるよう改正が図られることから必要な改正を行うもの。


2 主な改正点

- （1）住民基本台帳に旧氏の記載のある場合には、旧氏で表した印鑑について登録の制限から除外する。（第7条関係）
- （2）区が備える印鑑登録原票にも旧氏を登録する。（第8条関係）

3 施行日

令和元年11月5日

4 旧氏記載のイメージ（印鑑登録証明書）

印 鑑 登 録 証 明 書			
印 影 	氏 名	山田 花子 旧氏 : 佐藤	
	生 年 月 日	昭和99年99月99日	備 考 欄
	住 所	東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和99年99月99日

〇〇区長      〇〇      〇〇

公 印
--------